

3 「会計基準」の貸借対照表と「指導指針」の貸借対照表の対比

注) 社会福祉法人の事業運営形態によっては、「会計規準」においては、貸借対照表は法人全体で一表とすることを原則とするため、「指導指針」により作成する貸借対照表とは金額が異なる場合があることに留意する。

社会福祉法人会計基準	会計処理等取扱指導指針	備 考
勘定科目 【A】	勘定科目 【B】	(B 欄の科目に対応する A 欄の科目等)
資産の部	資産の部	
流動資産	流動資産	
現金預金 有価証券 <u>未収金</u> 貯蔵品 立替金 前払金 短期貸付金 仮払金 その他の流動資産	現金預金 有価証券 未収金 <u>未収補助金</u> 貯蔵品 立替金 前払金 <u>他会計区分貸付金</u> <u>会計区分外貸付金</u> 仮払金 その他の流動資産	「会計基準」の未収金に次の小区分を設けると対応可能 未収金 未収補助金 「会計基準」の貸付金(短期、長期)のうち、他の介護保険関係の社会福祉事業等への貸付金の金額に相当する。 「会計基準」の貸付金(短期、長期)のうち、本部経理区分および介護保険関係事業以外の社会福祉事業の経理区分等への貸付金の金額に相当する。
固定資産	固定資産	
基本財産	基本財産	
建物 土地 基本財産特定預金	建物 土地 基本財産特定預金	
その他の固定資産	その他の固定資産	
建物 構築物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品 土地 建物仮勘定 権利 投資有価証券 長期貸付金 公益事業会計元入金 (注1) 収益事業会計元入金 (注2) 措置施設繰越特定預金 <u>積立預金</u> その他の固定資産	建物 構築物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品 土地 建物仮勘定 権利 投資有価証券 <u>移行時特別積立預金</u> <u>移行時減価償却特別積立預金</u> 積立預金 その他の固定資産	「会計基準」に「指針」の移行時特別積立預金の科目を設けると対応可能 「会計基準」に「指針」の移行時減価償却特別積立預金の科目を設けると対応可能
資産の部合計	資産の部合計	
負債の部	負債の部	
流動負債	流動負債	
短期運営資金借入金 <u>未払金</u>	短期運営資金借入金 未払金 <u>施設整備等未払金</u>	「会計基準」の未払金に次の小区分を設けると対応可能 未払金 施設整備等未払金

預り金 前受金 仮受金 引当金 その他の流動負債	預り金 前受金 <u>他会計区分借入金</u> <u>会計区分外借入金</u> 仮受金 引当金 その他の流動負債	「会計基準」の借入金（短期、長期）のうち、他の介護保険関係の社会福祉事業等からの借入金の金額に相当する。 「会計基準」の借入金（短期、長期）のうち、本部経理区分および介護保険関係事業以外の社会福祉事業の経理区分等からの借入金の金額に相当する。
固定負債	固定負債	
設備資金借入金 長期運営資金借入金 退職給与引当金 引当金	設備資金借入金 長期運営資金借入金 <u>長期預り金</u> 退職給与引当金 引当金 <u>その他の固定負債</u>	「会計基準」に「指針」の長期預り金の科目を設けると対応可能
負債の部合計	負債の部の合計	
純資産の部	純資産の部	
基本金	基本金	
基本金	基本金	
国庫補助金等特別積立金	<u>国庫補助金等特別積立金</u>	「指針」の国庫補助金等特別積立金に次の中区分を設けると、補助金の種類を明確に分別できるとともに、「会計基準」と対応可能 <u>国庫補助金等特別積立金（整備時分）</u> <u>国庫補助金等特別積立金（償還補助分）</u>
その他の積立金	その他の積立金	
積立金	<u>移行時特別積立金</u> 積立金	「会計基準」に「指針」の移行時特別積立金の科目を設けると対応可能
次期繰越活動収支差額	次期繰越活動収支差額	
次期繰越活動収支差額 （うち当期活動収支差額）	<u>次期繰越活動収支差額</u> （うち当期活動収支差額）	「指針」の次期繰越活動収支差額に次の中区分を設けると、補助金の種類を明確に分別できるとともに、「会計基準」と対応可能 <u>次期繰越活動収支差額（整備時分）</u> <u>次期繰越活動収支差額（償還補助分）</u>
純資産の部合計	純資産の部合計	
負債及び純資産の部合計	負債及び純資産の部合計	
脚注 1. 減価償却費の累計額 **円 2. 徴収不能引当金の額 **円	脚注 1. 減価償却費の累計額 **円 2. 徴収不能引当金の額 **円 3. <u>移行時特別積立預金の積立不足額</u> **円	本来積み立てるべき移行時特別積立預金の不足額を表示する。

（注 1、2）本部経理区分にのみ発生するため、「指針」と連動しない。